

平素、食品衛生行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年2月20日付けで発出した「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」の通知に修正がございましたので、修正したものを再度送付致します。修正前のものにつきましては、お手数ですが廃棄して頂きますよう、よろしくお願い致します。

修正内容については以下の通りです。

【オキシテトラサイクリン】

○修正前

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のスパイス	○ 0.1	0.05
その他のハーブ	●	0.05

○修正後

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のスパイス	○ 0.1	0.05
その他のハーブ	●	0.05
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○ 0.2	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○ 0.2	
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○ 0.2	
魚介類(その他の魚類に限る。)	○ 0.2	
魚介類(貝類に限る。)	○ 0.2	
魚介類(甲殻類に限る。)	○ 0.2	
その他の魚介類	○ 0.2	
魚介類		0.2
はちみつ	○ 0.3	

【オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン（総和をいう。）】

○修正前

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの卵	○ 0.4	0.4
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○ 0.2	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○ 0.2	
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○ 0.2	
魚介類(その他の魚類に限る。)	○ 0.2	
魚介類(貝類に限る。)	○ 0.2	
魚介類(甲殻類に限る。)	○ 0.2	
その他の魚介類	○ 0.2	
魚介類		0.2
はちみつ	○ 0.3	0.3

○修正後

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの卵	○ 0.4	0.4
はちみつ		0.3